

指定建設作業に携わる方へ

「指定建設作業」とは都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称 環境確保条例）第 125 条において、別表第 9（裏面）に明記されている作業を指します。（ただし、騒音規制法及び振動規制法に該当する特定建設作業を除く。）施工者は、指定建設作業による騒音・振動により周辺的生活環境に障害を及ぼさないよう努めなければなりません。施工の際は事前に近隣へ作業内容等の周知をしてください。

なお、指定建設作業を行う場合には、届出の必要はありません。

作業区域及び作業時間等

環境確保条例施行規則 別表第 14

区域の区分	用途地域	作業可能 時間帯【※2】	1日の 作業時間	同一場所の 連続作業時間	日曜・ 休日作業
第 2 号区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業地域のうち学校・病院等の 周囲おおむね 80m以外の区域 	6～22 時	14 時間 以内		
適用除外 【※1】		①～④		①②	①～⑥

※1 適用除外の要件

① 災害その他非常事態に緊急に作業を行う必要がある場合
② 人の生命・身体の危険防止作業
③ 鉄道の正常運行確保に必要な場合
④ 道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合
⑤ 変電所の変更工事で休日に行う指定のある場合
⑥ 商業地域であって、周囲の状況等から知事が日曜日その他の休日に行わせても地域環境の保全に支障がないと認めた場合

※2 道路交通法第 4 条 1 項に規定する交通規制が行われている場合、「コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業」の作業可能時間は以下のとおり

第 1 号区域：7～21 時 第 2 号区域：6～23 時

対象作業及び基準値

環境確保条例 別表第 9
環境確保条例施行規則 別表第 14

種 類	作 業 内 容	基準値(dB)【※3】		
		騒音	振動	
1	くい打設作業 【※5】	穿孔機	80	70
		(1)圧入式くい打機 (2)油圧式くい抜機	—	
2	びょう打等作業	インパクトレンチ	80	—
3	破碎作業 【※1】	コンクリートカッター	80	—
		ブレーカ以外のさく岩機	—	70
4	掘削作業【※1】	(1) ブルドーザー	80	70
		(2) パワーショベル		
		(3) バックホウ		
		(4) (1)~(3)に類する掘削機械		
5	空気圧縮機 * 原動機は電動機以外のものを使用の場合 * さく岩機の動力として使用するものは除く	空気圧縮機(原動機出力 15kW 以上)	—	65
6	締固め作業【※1】	(1) 振動ローラ	80	70
		(2) タイヤローラ		
		(3) ロードローラ		
		(4) 振動プレート		
		(5) 振動ランマ		
		(6) (1)~(5)に類する締固め機械		
7	コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業	コンクリートミキサー車を使用する コンクリート搬入作業	80	—
8	はつり作業及びコンクリート仕上げ作業	(1) 原動機を使用するはつり作業	80	—
		(2) 原動機を使用するコンクリート仕上げ作業		
9	建築物の解体・破壊作業 【※2、5】	(1) 動力	85	75
		(2) 火薬		—
		(3) 剛球		

- ※1 作業地点が連続的に移動する作業は、当該作業に係る 1 日の 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る
- ※2 作業地点が連続的に移動する作業は、当該作業に係る 1 日の 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く
- ※3 騒音規制法、振動規制法の対象作業を除く
- ※4 **基準の適用場所は、作業が行われている敷地境界線**
- ※5 該当工法等(参考)

種 類	工 法 等
くい打設作業	アースオーガ、アースドリル、セメントミルク工法、ウォータージェット工法、オールケーシング工法、リバースサキュレーション工法等
建物の解体・破壊作業	ニプラ、ベンチャー、スマッシャー、コンデストラ等